

令和7年6月17日
物流・自動車局車両基準・国際課
審査・リコール課

ペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載を義務づけます！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」は、高齢者等がブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違えたことによる事故を防止する日本発の安全技術です。

国土交通省では、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、この日本発の技術を国際基準とすることで、昨年11月に合意されたところです。

今般、道路運送車両の保安基準等を改正し、乗用車について、国際基準に適合する装置の搭載を義務づけることとします。

これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待されます。

1. 主な改正の概要

(1) 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の義務付け

電気自動車を含め、オートマの乗用車（クラッチペダルのない乗用車）には、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則」に適合する装置を備えなければならないこととします。（詳細は別紙参照）

【適用時期】

新型乗用車：令和10年9月1日（輸入車は令和11年9月1日）

(2) 農耕トラクタ等の特殊自動車の安全対策等

- ① 令和6年8月に開催された農林水産省農作業安全検討会での検討の結果等を踏まえ、農耕トラクタの運転者席に座席ベルトを備えなければならないこととします。

【適用時期】

新型車、継続生産車：令和9年1月1日

- ② 林野庁において推進している高性能林業機械の導入への対応として、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える灯火器及び後写鏡については、一定の条件のもと、作業時に取り外しを可能とすることとします。

2. 公布・施行

公 布：令和7年6月17日

施 行：令和7年6月17日（一部、同年6月23日、同年7月6日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、宗形

電話 03-5253-8111（内線42522）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線42313）、03-5253-8596（直通）

